

国 土 建 第 3 1 4 号
平成 28 年 11 月 9 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事請負契約書及び履行保証等の当面の取扱いについて

国土交通省では、平成 28 年 11 月 9 日、当分の間、直轄工事の工事請負契約書のうち違約金に係る条項について別紙 1（以下「当面の取扱い」という。）のとおり取り扱うこととしたところ。また、他の公共発注機関に対しても当該取扱いについて周知したところであり、今後、同様の取扱いがなされることが見込まれる。

公共工事等の契約に当たっては、会計法等において、発注者に対する契約保証金の納付や、これに代わるものとして、金融機関等による公共工事履行保証や履行保証保険、前払保証事業会社による契約保証等（以下「履行保証等」という。）が必要とされているが、上述の当面の取扱いに基づき契約が締結される場合、履行保証等についても当該契約の内容に対応したものであることが求められる。

については、貴団体におかれても、下記の内容について、傘下の建設企業に対して周知徹底をお願いする。

なお、履行保証等における対応に関し、一般社団法人日本損害保険協会並びに一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会及び一般社団法人全国信用組合中央協会並びに前払保証事業会社に対し別紙 2 のとおり通知を発出しているところである。

記

- 1 公共工事等の契約の際には、契約書のうち違約金に係る条項について、当面の取扱いを踏まえたものであるか否かを確認すること
- 2 契約書に関し履行保証等を受ける際には、当該契約の内容に対応したものであるか否かを確認すること